

生徒指導規程

廿日市市立大野東小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。本校児童が自主的、自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 全学期を通じて登下校の時間や通学路を守る。

- (1) 登校 登校班のきまりを守り、8時20分までに教室に入る。
- (2) 登校班のきまりは、別に定めるPTA「登校スタイルのお知らせ」に則る。
- (3) 下校 下校時刻（原則帰りの会終了後15分後）を守り、下校する。
- (4) 登下校は原則徒歩とし、登校班で決められた通学路を通る。

(欠席・遅刻・早退・外出)

第3条 児童が欠席・遅刻・早退・外出をする場合は、保護者が欠席届、連絡帳、電話等を活用し、事前に担任あるいは学校に連絡する。

- (1) 8時20分までに児童の登校が確認できず保護者からの事前連絡がない場合は、児童の所在確認のためにその保護者に電話連絡をする。
- (2) 保護者からの事前連絡がない場合は、登校後の早退や外出は原則として認めない。
- (3) 体調不良等でやむを得ず児童を早退や外出をさせる際には、原則保護者がその児童の送り迎えをする。

(服装)

第4条 校内外の学習活動及び登下校の際は、原則標準服を着用する。

- (1) 標準服は、別に定めるPTA「服装のきまりを守りましょう」に則る。
- (2) 校内では左胸に名札を付ける。(下校する時には、置いて帰る。)

(髪型)

第5条 小学生らしい髪型をする。

- (1) パーマ、染色、脱色、整髪料を付けること等、児童が小学生にふさわしくない髪型をしている場合には、保護者と話し合いをもち、その児童に改善するよう指導を行う。
- (2) 髪を留める場合は、U字型細ヘアピンやスリーピン、またはゴム紐で結ぶ。(色は、黒、茶、紺)

(化粧・装飾)

第6条

1 次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具
- (2) 口紅等の化粧類、マニキュア等の手足の爪への装飾

- (3) 違反があった場合、特別な指導を行う。

(不要物)

第7条

1 次の物は、学校への持ち込みは禁止する。

- (1) 携帯電話（スマートフォン、タブレットも含む）
- (2) 音楽機器
- (3) カメラ、ゲーム類（攻略本を含む）
- (4) 漫画、雑誌
- (5) 菓子、ジュース類
- (6) 金銭（学校で徴収するものを除く）
- (7) カッターナイフ、彫刻刀、色ペン、ボールペン、シャープペンシルなどのペン
（学習に必要な場合のみ、持ち込み可。持ち込んだ場合は、担任に預ける。）
- (8) その他学習に必要な物

2 次の健康上等の理由による物は、保護者からの連絡の上、許可する。

- (1) 病気、けが等の治療のために必要な服用薬や器具
- (2) 肌荒れや唇の荒れ等に必要な塗り薬（薬用に限る。）
- (3) 違反があった場合、児童に指導を行い、一旦不要物を返却する。その後、保護者連絡をする。

第3章 校外生活に関すること

(校外の生活)

第8条 校外生活については、原則として児童は保護者の責任のもとに行動する。

(外出)

第9条 児童のみの校区外への外出は禁止する。（ただし、まるくる大野、市民センターはよい。）

(夜間外出・外泊)

第10条 夜間外出や無断外泊は禁止する。

- (1) ショッピングセンターや映画館やボーリング場、カラオケボックス、ゲームセンター等の遊戯場及び飲食店へ行く場合は、保護者同伴とする。

(自転車)

第11条 自転車に乗る際は、交通ルール（道路交通法等）を守る。

- (1) 自転車に乗る際は、ヘルメットをかぶるようにする。
- (2) 1, 2年生の児童が自転車に乗る際は、家の周りでなるべく保護者が居るところで乗る。

(SNS ネット)

第12条 パソコン、スマートフォン等でのインターネット使用に関しては、保護者の責任のもとに使用する。家庭で使用時間、保管方法等のルールを作り、保護者は子どもの利用状況を把握し安全管理に努める。

第13条 SNS等を使用するときは、不用意に画像や動画、個人が特定されるような情報を載せたり、悪口等を書き込んだりしない。（保護者の責任のもと、問題の解決に向けて指導をお願いします。）

第14条 学校から貸し出しているChromebookは、「Chrome book 活用のルール」に基づいて、使うこ

と。学習活動に関わること以外の使用をしないこと。家庭での取り扱いに関しては、保護者が責任を負うこととする。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動)

第15条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物損壊
 - ④ 窃盗・万引き
 - ⑤ 専有離脱物横領
 - ⑥ いじめ
 - ⑦ その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規程等に違反する行為
 - ① 危険物等不要物の使用（菓子類等の飲食も含む）
 - ② 教師の指導に従わない等の指導無視及び暴言等
 - ③ 授業妨害行為
 - ④ 授業エスケープ
 - ⑤ 登校後の無断外出，無断早退
 - ⑥ 家出及び深夜徘徊
 - ⑦ その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- (3) (1)(2)の問題行動を起こした場合，警察等関係機関との連携を図る場合がある。

(反省指導)

第16条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭等による指導
- (2) 反省文等の作成指導
- (3) 学校反省指導（別室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等）

(反省指導の実施)

第17条 反省指導は、原則学校反省とする。

- (1) 学校反省は登校させて別室で行う別室反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省指導の2段階とする。

(学校反省指導の期間)

第18条 学校反省指導の期間は、原則3日以内とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等、または児童の反省状況により、別室反省指導を省いた特別な指導を実施したり、別室反省指導と授業反省指導を繰り返すなど、特別な指導の期間を変更したりすることがある。

第5章 生徒指導規程の周知に関すること

(規程の周知)

第19条 『生徒指導規程』の内容について、児童に対しては担任による説明とともに、全校朝会、全校放送等を活用し周知を図る。保護者に対しては、PTA 総会や入学式後の説明会、学級懇談会等の機会を活用し、直接説明を行う。また、学校ホームページで公開し、来校できない保護者にも周知を図る。